平成２５年（フ）第６９号
福岡県太宰府市観世音寺５丁目14番11号コーポ観世ＩＡ棟103号
債務者　中村潤一郎
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７３号
福岡市西区大字千里308番地１
債務者　常住　弘一
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７６号
福岡県筑紫野市針摺中央１丁目10番６号ディアコートミハル201号
債務者　日高　裕二
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７７号
福岡市東区香椎浜２丁目７番２―512号
債務者　山本　佳澄
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１００号
福岡県筑紫野市二日市北１丁目11番26号アーバン二日市Ｂ106号
債務者　上村　　力
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１２号
福岡市中央区平尾４丁目11番９―602号
債務者　岩村真由美
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２３号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬８番306号
債務者　竹浦　成元
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２４号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬８番306号
債務者　竹浦ユキ子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４７号
福岡市城南区樋井川１丁目21番24―201号
債務者　一郡　玲子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７１号
福岡市西区石丸１丁目29番５―503号
債務者　白濱　優介
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９５号
福岡市中央区六本松１丁目３番17号
債務者　合原　常子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９８号
福岡市東区多の津４丁目16番５―304号
債務者　用松　幸一
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２００号
福岡市博多区祇園町１番23―1104号
債務者　太田　千尋
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０４号
福岡県朝倉郡筑前町二247番地６
債務者　池田　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７号
秋田県能代市西通町14番22号ハイムいくいねＡ２―２号、前住所秋田県能代市常盤字栩木岱69番地
債務者　山崎　金男
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第３号
千葉県館山市北条1524番地の18
債務者　佐々木敏實
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第７号
長野市大字栗田715番地１　信陽ハイツ302号
債務者　横尾　末子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係